



休業損害を請求された

本会が受ける事故相談では利用者に「今回の事故で休業し収入が減った分を補償してほしい」と言われたと会員から相談されることがあります。休業損害は本会保障制度の対象ですが、利用者の就労状況や職種および提出資料によるところが大きく状況に応じた対応が必要になります。

休業損害の請求を受ける場合には利用者から休業損害証明書と源泉徴収票など収入の分かる資料を提出していただく必要があります。証明書は本会から会員へ提供しますので利用者にお渡しください。

◎ 社員だけでなくパートやアルバイトも対象

社員・アルバイト・パート（以下、社員等）の場合は休業損害証明書を勤務先に作成してもらい、前年分の源泉徴収票と併せて提出してもらいます。有給休暇を使用した場合でも対象になります。一方、欠勤は給与の減額があった場合が対象で、減額がないときは対象外です。利用者の中には会社に書類を頼みにくい、源泉徴収票を発行してもらえないといった理由で請求しない方もいます。休業損害請求は利用者の権利のひとつではありますが、それを行使するかどうかは利用者の判断に沿うべきで執拗に提出を迫るのは良い対応ではありません。

◎ 法人の役員報酬は原則として対象外

法人の役員報酬は社員等の給与とは違い労働の対価ではなく、休業することによって減額されるような質のものではありません。この考えから法人の役員は休業損害の対象にはなりません。ただ、実質1人で運営されている会社で個人事業主と同様と認められるときは対象となる場合もあります。

◎ 個人事業主の売上金額は対象外

個人事業主の場合は休業損害証明書をご自身で作成いただき、前年分の確定申告書（写）・決算書と併せて提出してもらいますが、営業形態やご請求内容により収入証明書等の追加書類の提出をお願いすることがあります。

お1人で営業されている個人事業主からの請求では、売上の減額分を請求され、補償もしてほしいと要望を受けることもあります。しかし売上がないと計上しない経費があることから、経費相当額を減算した金額が本来の損害で、売上額だけで計算された金額は対象にはなりません。また、従業員を雇用している個人事業主は事業主の休業が店舗の運営に大きく影響しなかつた場合や納期（納品）が遅れることで売上の遅延が生じた場合は休業損害の対象にはなりません。



社員等にくらべ個人事業主からの休業損害は確認事項が多くなりがちです。利用者の何を確認すればいいか、またはどう説明したらいいのか分からず、といったときには本会では状況に応じたアドバイスを行っておりますのでご相談ください。

ONE POINT

休業損害金は書類を提出することによって必ず支払いがされるものではありません。
このことを念頭に置いて利用者対応する必要があります。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

- ・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHA NEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者
会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association



URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail:info@jha-shugi.jp

◎ JHA NEWSのバックナンバーはホームページをご覧いただけます ◎

TEL:03(6281)8188

FAX:03(6281)8187

TEL 受付：10:00～18:00（平日） FAX 受付：24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2F

